**平成２６年（フ）第４９７７号**
東京都中野区鷺宮１丁目15―４―101
債務者　須藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８２号**
東京都練馬区練馬１丁目10―５―202
債務者　池田　良昭
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８３号**
東京都清瀬市梅園２丁目３―15　信愛の園
債務者　萩尾　　寛
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８４号**
神奈川県横浜市磯子区洋光台５丁目６―５―501
債務者　神尾　　護
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８５号**
埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎町47―９
債務者　岩本　亮一
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８６号**
東京都練馬区旭丘１丁目36―７―101
債務者　毛利　信春
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８９号**
東京都日野市平山５丁目22―８
債務者　椎名　明人
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９９０号**
東京都稲城市矢野口911―２　ベルジュール稲城Ⅱ404
債務者　比企　由美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９９１号**
埼玉県川口市弥平３丁目６―７―603
債務者　矢吹　正文
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９９９号**
埼玉県飯能市大字川寺63―６
債務者　木村壽美子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０００号**
東京都江戸川区東葛西７丁目11―12―101
債務者　藤村　有里（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５００４号**
東京都調布市菊野台２丁目46―３―103
債務者　山田きよ子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５００５号**
東京都大田区上池台４―22―18―305、住民票上の住所東京都大田区中央１丁目３―21
債務者　櫻井　龍二
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５００９号**
神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目23―26
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０１０号**
千葉県我孫子市日秀92―23―101
債務者　柴崎　雄介
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部